



島根県報

令和3年8月31日（火）

第 239 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則	（女性活躍推進課）	3
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則	（障がい福祉課）	5
と畜場法施行細則の一部を改正する規則	（薬事衛生課）	6
島根県会計規則の一部を改正する規則	（審査指導課）	6

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地域福祉課）	9
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	9

【教委告示】

島根県指定無形民俗文化財の指定	（文化財課）	9
-----------------	--------	---

公布された条例等のあらまし

◇島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第106号）

1 規則の概要

(1) 設備品名の改正及び設備使用料の額の改定（別表関係）

種 別	区 分	改正前		改正後	
		品 名	使用料 (1回につき)	品 名	使用料 (1回につき)
音響設備	ホール	ワイヤレスマイク 装置	290円	ワイヤレスマイク 装置	580円
	研修室	拡声装置	690円	拡声装置	590円
		ワイヤレスマイク 装置	520円	ワイヤレスマイク 装置	350円
	共通	可搬式ワイヤレス マイク装置	230円	可搬式ワイヤレス マイク装置	400円
映像設備	ホール	ビデオプロジェク ター	1,770円	プロジェクター	1,770円
	研修室	ビデオプロジェク ター	280円	プロジェクター	700円

(2) 設備使用料の新設（別表関係）

種 別	区 分	品 名	単 位	使用料 (1回につき)
映像設備	研修室	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	150円
	共通	可搬式ディスプレイ	1台	190円

(3) 設備使用料を定めた別表から次の設備を削除することとした。（別表関係）

種 別	区 分	品 名
音響設備	ホール	MDプレーヤー
		DATプレーヤー
	特別会議室	拡声装置
		ワイヤレスマイク装置
	共通	カラオケ機器
映像設備	ホール	16ミリフィルムコンバータ
		16ミリ映写機
		スライドHDコンバータ
		S-VHSビデオデッキ
		W-VHSビデオデッキ
		DVDプレーヤー
		MUSE-LDプレーヤー
		マルチディスクプレーヤー
		DVデッキ
		高精細書画カメラ

	研修室	書画カメラ
		スライドビデオコンバータ
		S-VHSビデオデッキ
		HD書画装置
	特別会議室	ビデオプロジェクター
		S-VHSビデオデッキ
		W-VHSビデオデッキ
		DVDプレーヤー
		MUSE-LDプレーヤー
	共通	スライド映写機

(4) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第2号関係）

2 施行期日

令和3年9月1日から施行することとした。

◇児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則（規則第107号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第4号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇と畜場法施行細則の一部を改正する規則（規則第108号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第12号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第109号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直し等に係る様式の整備（様式第4号・様式第11号の2・様式第12号・様式第22号・様式第23号・様式第28号・様式第31号・様式第32号・様式第43号・様式第44号・様式第47号の2・様式第49号・様式第50号・様式第57号・様式第65号・様式第67号—様式第69号・様式第71号・様式第78号関係）

2 施行期日

令和3年10月1日から施行することとした。

規 則

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第106号

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立男女共同参画センター条例施行規則（平成11年島根県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表中

音響設備	ホール	拡声装置	一式	1,950円
		MDプレーヤー	1台	60円
		DATプレーヤー	1台	60円
		ワイヤレスマイク装置	一式	290円
		移動スピーカー	1台	430円
		移動サブウーハー	1台	190円
	研修室	拡声装置	一式	690円
		ワイヤレスマイク装置	一式	520円
	特別会議室	拡声装置	一式	690円
		ワイヤレスマイク装置	一式	520円
	共通	カラオケ機器	一式	120円
		可搬式ワイヤレスマイク装置	一式	230円

を

音響設備	ホール	拡声装置	一式	1,950円
		ワイヤレスマイク装置	一式	580円
		移動スピーカー	1台	430円
		移動サブウーハー	1台	190円
	研修室	拡声装置	一式	590円
		ワイヤレスマイク装置	一式	350円
	共通	可搬式ワイヤレスマイク装置	一式	400円

に、

映像設備	ホール	ビデオプロジェクター	1台	1,770円
		16ミリフィルムコンバータ	1台	480円
		16ミリ映写機	1台	1,640円
		スライドHDコンバータ	1台	1,680円
		S-VHSビデオデッキ	1台	100円
		W-VHSビデオデッキ	1台	1,170円
		DVDプレーヤー	1台	70円
		MUSE-LDプレーヤー	1台	290円
		マルチディスクプレーヤー	1台	90円
		DVデッキ	1台	360円
		高精細書画カメラ	1台	1,240円
		研修室	ビデオプロジェクター	1台

		書画カメラ	1台	330円
		スライドビデオコンバータ	1台	290円
		S-VHSビデオデッキ	1台	100円
		HD書画装置	1台	1,430円
	特別会議室	ビデオプロジェクター	1台	520円
		S-VHSビデオデッキ	1台	100円
		W-VHSビデオデッキ	1台	1,170円
		DVDプレーヤー	1台	100円
		MUSE-LDプレーヤー	1台	290円
		HD静止画ワゴン	1台	670円
	共通	オーバーヘッドプロジェクター	1台	130円
		スライド映写機	1台	830円
		可搬式スクリーン	1台	70円
		資料提示装置	1台	280円

を

映像設備	ホール	プロジェクター	1台	1,770円
	研修室	プロジェクター	1台	700円
		ブルーレイディスクプレーヤー	1台	150円
	共通	オーバーヘッドプロジェクター	1台	130円
		可搬式スクリーン	1台	70円
		資料提示装置	1台	280円
		可搬式ディスプレイ	1台	190円

に改める。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号）第13条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の島根県立男女共同参画センター条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月31日

島根県知事 丸 山 達 也

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成24年島根県規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第108号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和29年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第12号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のと畜場法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第109号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第4号その1中「㊟」を削る。

様式第4号その2中「引継」を「引継ぎ」に改め、「㊟」を削る。

様式第11号の2中「取消」を「取消し」に改め、



を削る。

」

様式第12号中「国」を削る。

様式第22号を次のように改める。

様式第22号 (第36条関係)



直径2.8センチメートル

様式第23号裏面の（受取人注意事項）の1中「き損」を「毀損」に改め、同様式裏面の（受取人注意事項）中2を削り、3を2とし、4を3とし、同様式裏面の（受取人注意事項）の5中「はり付けて」を「貼り付けて」に改め、同様式裏面の（受取人注意事項）の5を同様式裏面の（受取人注意事項）の4とする。

様式第28号、様式第31号、様式第32号、様式第43号、様式第44号及び様式第47号の2中「罫」を削る。

様式第49号、様式第50号、様式第57号及び様式第65号中「@」を削る。

様式第67号から様式第69号まで、様式第71号及び様式第78号中「罫」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県会計規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第556号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年8月31日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
沖田医院	浜田市殿町3-1	令和3年6月1日
えんや歯科クリニック	出雲市塩冶有原町四丁目78番地	令和3年6月1日
やまびこ薬局	大田市大田町大田イ47-1	令和3年7月1日

島根県告示第557号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年8月31日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
沖田医院	浜田市殿町3-1	令和3年5月31日
塩冶歯科診療所	出雲市塩冶有原町四丁目79番地	令和3年6月1日
やまびこ薬局	大田市大田町大田イ47-1	令和3年7月1日

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第2号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第26条第1項の規定により、次の無形民俗文化財を島根県指定無形民俗文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年8月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

種 別	名 称	所 在 地	保持団体
民俗芸能	唐川神楽	出雲市唐川町	唐川自治会 唐川神楽